会　員　用

屋外広告物点検技能講習【新規講習】 開催案内

主催：公益社団法人日本サイン協会　一般社団法人日本屋外広告業団体連合会

運営：関東ネオン業協同組合

屋外広告物に対する規制は、地方公共団体が屋外広告物法に基づき定めた条例や規則によって行われ

ていますが、国土交通省では地方公共団体に対し、屋外広告物制度運用に関する技術的な助言として「屋外広告物条例ガイドライン」を送付しています。当会及び一般社団法人日本屋外広告団体連合会では、同ガイドライン第19条の２並びに、同ガイドライン運用上の参考事項第八の三第２号の規定に基づき、公益目的事業として「屋外広告物点検技能講習」を共催します。

本講習は、屋外広告物の点検に関する知識を再確認する事を通じ、屋外広告物を安全に維持するために必要な知識を習得する目的で開催するものです。

記

**１　日 時**2023年 6 月29日（木）　13時30分受付開始、14時00分講習開始（申込締切2023年5/29必着）

**２　場 所**「都立産業貿易センター浜松町館　第２会議室」　東京都港区海岸１－７－１

**３　定 員**５０名、先着順。定員に達し次第受付を終了致します。

**４ 講習科目及び時間**

1. 講習科目

①ガイドラインと点検基準、②材料特性、③構造特性、④電気特性、⑤法規条例、⑥準備手順、⑦看板種類ごとの点検ポイント、⑧点検報告書・看板カルテ概説、⑨教材を使用した例示、⑩効果測定

1. 講習時間

受付開始13時30分、講習開始14時00分、講習終了予定17時30分頃 （途中休憩あり）

講義終了後に講習内容の理解度を測る簡単なテスト(効果測定)を実施しますが、修了証の交付を決定するために行うものではありません。

※受付時は混雑が予想されますので、時間に余裕を持ってお越しください。

**５ 受講資格**

　　　受講生の持つ資格に応じた実務経験年数と工事実績数を下記の通り要します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 資　　　　　　　　　格 | 実務経験年数 | 工事実績数 |
| Ａ | ネオン工事資格者、屋外広告士、広告美術技能士、建築士、電気工事士、電気主任技術者 | １年以上 | ３件以上 |
| Ｂ | その他 | ５年以上 | １０件以上 |

**６ 受講の手続等**

1. 提出書類 （下記ア及びイの用紙は、日サ協ＨＰからダウンロードして下さい。http://www.sign-jp.org）

ア 屋外広告物点検技能講習受講申込書（以下「申込書」という。）

イ ５の受講資格要件を証明する工事実績記入表

ウ 資格者であることを証明する書類の写し。（資格名、資格番号、氏名が分かるように）

※申込書等の記載に不備がある場合は受付できません。

(2) 受講料

12,500円。

申込書受理後に送付する郵便振替票により**指定期日**までにまでに納付してください。

講習当日の納入はできません。また開催日の３週間前以降の受講者の変更及びキャンセル並びに、受講者の都合で欠席、遅刻、早退しても受講料はお返しできません。

**７ 申込の流れ**

お申込

受講

受講票受取り

お振込

申込受付後に

振込票が郵送されます

（指定期日までに振り込みして下さい）

・申込書

・資格証の写し

・工事実績記入表

を期日までに提出して下さい

入金確認後に

受講票が郵送されます

（約1週間～10日前）

**８ テキスト**

屋外広告物点検技能講習テキスト（受講者には、講習当日に配布します。）

**９ 受講に必要な物**

(1) 受講票（入金確認後に郵送します）

(2) 筆記用具

(3) 本人確認のできるもの（講習時に確認します）下記Ａ．Ｂいずれか１点を持参して下さい。

Ａ．公的機関発行の顔写真付き証明書（運転免許証、資格証明書など）

Ｂ．公的機関発行の、氏名住所が記されている証明書（健康保険証、住民票など）

**10 修了証**

(1) 講習修了証は、講習会場において交付する予定です。修了証の有効期限は５年です。

(2) 各講習科目について、遅刻、早退又は中座をした場合は、講習科目をすべて受講したこととは認められ

ませんので、あらかじめ御了承ください。

**11 その他**

 　駐車場がありませんので公共交通機関をご利用ください。

**12 申込書一式の提出先（お問い合せ先もこちらです。）**

◇ 関東ネオン業協同組合 〒105-0013　東京都港区浜松町１－２１－４　港ビル５階

電話 (03) 3437-1526　FAX (03) 5776-1321

e-mail office@sign-jp.org(公益社団法人日本サイン協会)